

# 相馬港港湾計画書

(案)

— 軽易な変更 —

平成29年6月

相馬港港湾管理者  
福島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 7年10月 第16回福島県地方港湾審議会
- ・平成 7年11月 港湾審議会第156回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成20年10月 第19回福島県地方港湾審議会
- ・平成25年10月 第23回福島県地方港湾審議会
- ・平成25年12月 交通政策審議会第54回港湾分科会

の議を経た相馬港の港湾計画の軽易な変更を行うものである。

## 目 次

変更理由	-----	1	-
港湾施設の規模及び配置	-----	2	-
1 危険物取扱施設計画	-----	2	-
港湾の環境の整備及び保全	-----	3	-
1 港湾環境整備施設計画	-----	3	-
土地造成及び土地利用計画	-----	4	-
1 土地利用計画	-----	4	-

## 変更理由

1号ふ頭地区において、土地利用需要の変化に対応するため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

4号ふ頭地区において、土地利用需要の変化に対応するため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

5号ふ頭地区において、港におけるにぎわい空間の創出のため、危険物取扱施設計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 危険物取扱施設計画

#### 1-1 5号ふ頭地区

5号ふ頭地区において、港におけるにぎわい空間の創出のため、危険物取扱施設計画を次のとおり変更する。

#### 5号ふ頭地区

5,000D/W級 水深7.5m ドルフィン2バース (公共)

[既定計画]

危険物取扱施設用地 9ha [既設の変更計画]

#### 既定計画

#### 5号ふ頭地区

5,000D/W級 水深7.5m ドルフィン2バース (公共)

危険物取扱施設用地 9ha

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

(1) 1号ふ頭地区および4号ふ頭地区において、土地利用需要の変化に対応するため、緑地計画を次のとおり変更する。

1号ふ頭地区 緑地 7ha [既設の変更計画]

4号ふ頭地区 緑地 5ha [既設の変更計画]

( 既設  
1号ふ頭地区 緑地 8ha  
4号ふ頭地区 緑地 5ha )

(2) 5号ふ頭地区において、港におけるにぎわい空間の創出のため、緑地計画を次のとおり変更する。

5号ふ頭地区 緑地 3ha [既設の変更計画]

( 既設  
5号ふ頭地区 緑地 3ha )

## 土地造成計画及び土地利用計画

土地利用需要の変化および港のにぎわい空間創出のため、土地利用計画を次のとおり変更する。

### (土地利用計画)

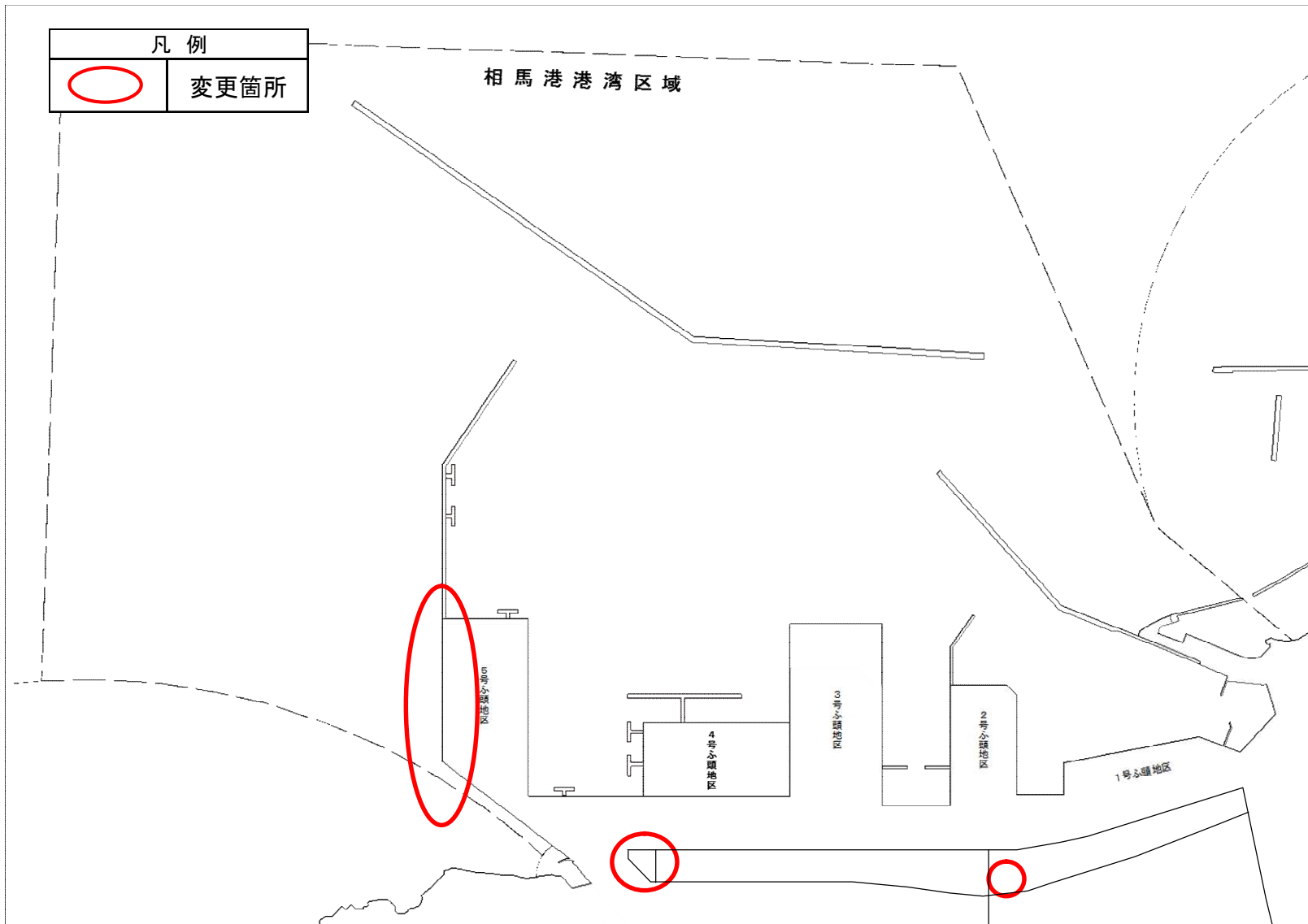
単位：h a

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
1号ふ頭地区	(12) 12	(11) 11	( 4) 4		( 6) 6		( 7) 7	(40) 40
4号ふ頭地区				(11) 11	( 2) 2	(19) 19	( 5) 5	(37) 37
5号ふ頭地区	( 1) 1			(19) 19	( 2) 2	(9) 9	( 3) 3	( 33) 33

注1：( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



相馬港港湾計画変更位置図



# 相馬港港湾計画図

